

指定給水装置工事事業者に関する手続き

【指定の申請】

指定工事事業者として指定を受けるには、下記申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して水道課に提出してください。

なお、指定手数料 10,000円は指定証交付の際に納付してください。

〈提出書類〉

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）

〈添付書類〉

- 1 誓約書（様式第2）
- 2 ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人申請）
・住民票の写し又は登録原票記載事項証明書の写し（個人申請）
- 3 機械器具調書（別表）及び機械器具の写真
- 4 営業所の外部及び内部の写真
- 5 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
- 6 給水装置工事主任技術者免状の写し

【変更等の届出】

1. 指定事項の変更

〈提出書類〉

- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）

変更となる事項

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

〈添付書類〉

- ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人申請） 1通
- ・住民票の写し又は登録原票記載事項証明書の写し（個人申請） 1通

- (3) 法人にあっては、役員の氏名

〈添付書類〉

- ・誓約書（様式第2）

2. 事業の廃止、休止又は再開

〈提出書類〉

- ・指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）
（廃止又は休止の日から30日以内に、再開の日から10日以内に提出）

3. 給水装置工事主任技術者の選任・解任

〈提出書類〉

- ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）

〈添付書類〉

- ・給水装置工事主任技術者免状の写し